

第1部 首都圏エクステリア協会 2020年度通常総会・解散総会

司会進行 齊藤康夫専務理事

- 1、会長あいさつ 小林義幸会長
- 2、総会成立報告 齊藤専務理事
- 3、議長選出 出席社員より選出
- 4、議事録署名人選出 出席社員より選出 2名
- 5、議案

第1号議案 小林会長より説明

法人設立に伴う首都圏エクステリア協会の解散について

1、協会設立より現在までの財務決算について

\* 決算報告書（損益計算書）提出

\* 事業収入による決算は赤字決算になるために申告の義務はなく申告せず

（会費等の公益収入は非課税のため協会財務は赤字ではない）

2、会員・事業・財産の一般社団法人へ移譲について

第2号議案 出席社員より提案

その他

：議長退席

- 6、総会終了、解散の挨拶 大島好明副会長

## 第2部 一般社団法人首都圏エクステリア協会 設立総会

司会進行 齊藤康夫設立理事

- 1、設立理事挨拶 小林義幸設立代表理事
- 2、総会成立報告 齊藤康夫設立理事
- 3、議長選出 田原佳典設立理事
- 4、議事録署名人選出 出席社員より選出 2名
- 5、議案

第1号議案 小林義幸設立理事より説明

設立一般社団法人の詳細について

### 1、法人設立理由

- \* 首都圏エクステリア協会会員の要望（希望）
- \* 国家検定事業の安定開催
- \* ブロック塀診断等行政庁連携
- \* その他 法人格としての責任等

### 2、社団法人名・所在地・定款等について

### 3、新組織理事会の設置

- \* 理事候補・監事候補の推薦及び承認願

会員に文書にて立候補・推薦のお願いをして推薦者を決定

休 憩 別所にて推薦理事による臨時理事会開催

臨時理事会による三役決定、紹介、挨拶

第2号議案 部会執行理事より

令和2年度事業計画・事業予算について

- 1、資格検定部会
- 2、ブロック塀診断士部会
- 3、その他

第3号議案

法人設立記念行事開催について

- 1、協会ロゴバッチデザインコンペについて
- 2、その他

第4号議案

その他

：議長退席

- 6、総会閉会挨拶

一般社団法人首都圏エクステリア協会

定 款

令和2年8月21日作成

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人首都圏エクステリア協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、エクステリア施工（ブロック施工を含む小規模多能工等）の技術・技能の改善発展を図るための必要な事業を行い、国民の安全・安心で豊かな住環境を推進する事をもって、公共の福祉を増進し会員相互の親睦を図ることを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

1. エクステリア施工に関する指導及び教育事業
2. エクステリア施工に関する情報又は資料の収集及び提供事業
3. エクステリア施工に関する調査研究事業
4. エクステリア施工に関する評価・認定事業
5. エクステリア施工に関する検定・講習事業
6. エクステリア施工に関する需要開拓及び教宣活動事業
7. 関連団体等が行う事業に対する協力
8. 会員相互の労務及び資材の融通
9. 既存ブロック塀等の安全性に関する事業
10. その他協会の目的を達成するために必要な事業
11. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この協会の事業に賛同し、一定水準の技術・技能や経験を有したエクステリア施工業を営む法人又は個人。
- (2) 賛助会員 この協会の事業に賛同し、事業を賛助するために入会した法人又は個人若しくは団体。

- (3) 準会員 この協会の事業に賛同し、自らエクステリア施工の技術・技術向上を学ぶエクステリア関連資格取得者及び資格取得予定者。

(正会員の資格)

第6条 協会の会員は、地区内において次の各号いずれかの資格を有する法人又は個人とする。

- (1) タイル・れんが・ブロック工事業、土木工事業、造園工事業、とび・土工工事業、左官工事業、石工事業、その他関連業種の建設業許可業者。
- (2) エクステリアに関わる各資格保有者。
- (3) 但し加入後、速やかに前各号の資格取得の意思があると認められた者。

(入会)

第7条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員又は準会員となる。

(経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 4 準会員は、社員総会において別に定める準会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 正会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名
- (3) 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款を定めることにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更

する場合も、同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が生産をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとす

る。

(設立時の役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小林義幸 大島好明 小林裕子 田原佳典 齊藤康夫
設立時代表理事	小林義幸
設立時監事	伊藤英

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所	東京都国分寺市東恋ヶ窪二丁目8番地14
設立時社員	小林義幸
住所	東京都東大和市向原4丁目31番地の4
設立時社員	大島好明
住所	埼玉県飯能市大字飯能290番地18
設立時社員	小林裕子
住所	埼玉県狭山市大字南入曽859番地の33
設立時社員	田原佳典
住所	東京都東大和市高木1丁目49番地の23
設立時社員	齊藤康夫

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人首都圏エクステリア協会設立のため、設立時社員小林義幸他4名の定款作成代理人谷口槩理は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年8月21日

設立時社員	小林義幸
設立時社員	大島好明
設立時社員	小林裕子
設立時社員	田原佳典
設立時社員	齊藤康夫

上記設立時社員5名の定款作成代理人

東京都中央区銀座四丁目13番8号岩藤ビル5階

行政書士 谷口槩理

登録番号 19081045号

谷口 槩理

電子署名者: 谷口  
槩理  
DN: c=JP, o=日本行政  
書士会連合会, cn=谷  
口 槩理, title=行政  
書士(登録番号  
19081045),  
0.9.2342.19200300.10  
0.1.1=314748086952  
日付: 2020.09.23  
10:22:27 +09'00'

## 損益計算書

首都圏エクステリア協会

(単位： 円)

自 平成30年11月8日 至 平成31年3月31日 (協会準備会期間)

### 【売上高】

準備会会費収入 400,000

CB診断費収入 91,800

売上高合計 491,800

### 【売上原価】

CB診断外注費等合計 91,800

売上総利益金額 400,000

### 【販売費および一般管理費】

販売費及び一般管理費合計 229,662

### 【繰越利益剰余金】

170,338

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

### 【資産】

前期繰越金 170,338

### 【売上高】

会費収入 1,649,000

検定料収入 566,200

講習会収入 411,350

CB診断費収入 887,960

売上高合計 3,514,510

### 【売上原価】

CB診断外注費 659,440

検定・講習等外注費 1,729,755

講習用テキスト購入費 112,000

売上原価合計 2,501,195

売上総利益金額 1,013,315

### 【販売費および一般管理費】

販売費及び一般管理費合計 324,243

### 【営業外収益】

受取利息合計 11

### 【当期利益】

当期利益 689,083

### 【繰越利益剰余金】

繰越利益剰余金 859,421

自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日

【資産】

前期繰越金 859,421

【売上高】

会費収入 1,240,500

検定料収入 995,200

売上高合計 2,235,700

【売上原価】

検定料返金 738,430

講習費（職能協） 259,300

売上原価合計 997,730

売上総利益金額 1,237,970

【販売費および一般管理費】

販売費及び一般管理費合計 115,313

【営業外収益】

雑収入 4,785

受取利息合計 7

営業外利益合計 4,792

【当期利益】

当期利益 1,127,449

【繰越利益剰余金】

繰越利益剰余金 1,986,870

一般社団法人首都圏エクステリア協会への財産移譲剰余金は、1,986,870円

普通預金 (兼お借入明細)

	年月日(和暦)	記号	お引出し金額(円)	お預入れ金額(円)	残高(円)
1	2--7--1			繰越残高	*2,312,413*
2	2--7--1	振替	770		*2,311,643*
3	2--7--1				*2,252,093*
4	2--7--1				*2,251,323*
5	2--7--1				*2,064,883*
6	2--7--1				*2,064,113*
7	2--7--1				*1,999,453*
8	2--7--1				*1,998,683*
9	2--7--1				*1,943,243*
10	2--7--1				*1,942,473*
11	2--7--1				*1,899,473*
12	2--7--1				*1,898,703*
13	2--7--1				*1,864,803*
14	2--7--1				*1,864,363*
15	2--7-14				*1,894,363*
16	2--7-15				*1,926,863*
17	2--7-31				*1,956,863*
18	2--8-17				*1,956,870*
19	2--9-24				*1,986,870*
20					
21					
22					
23					
24					


 商工会は 行きます  
 聞きます 提案します



## 首都圏エクステリア協会 詳細

会員数	正会員	31名
	準会員	5名
	賛助会員	4社
事業	資格検定部会	
	* 国家資格	ブロック建築技能士検定 実施事業
	* ブロック技能士検定	事前対策講習会実施事業
	* 助成金対策講習会	事業
	ブロック塀診断士部会	
	* 行政連携	ブロック塀診断実施業務
	* 民間	ブロック塀診断実施業務
	* ブロック塀診断	窓口事業
	サポート部会	
	* 広報事業	ホームページ・SNS
	* サポート事業	設計・図面・見積等サポート
	* 建設業許可・会社法人化等	申請サポート
	保証保険推進部会	
	* 施工保証保険	確立事業の推進
財務	令和2年10月度における	剰余金
	* 現金残高	0円
	* 銀行口座残高	1,986,870円

以上の内容を一般社団法人首都圏エクステリア協会に移譲いたします。

# 一般社団法人首都圏エクステリア協会 概要

名 称	一般社団法人首都圏エクステリア協会		
公告方法	官報に掲示	令和2年10月2日法人登記	
目 的	定款目的による 1、エクステリア施工（ブロック施工を含む小規模多能工等 以下同じ）の技術・技能の改善発展を図るための必要な事業を行い、国民の安全・安心で豊かな住環境を推進することをもって、公共の福祉を増進し会員相互の親睦を図ることを目的とする。 2、目的を達成するため、次の事業を行う。 ①エクステリア施工に関する指導及び教育事業 ②エクステリア施工に関する情報又は資料の収集及び提供事業 ③エクステリア施工に関する調査研究事業 ④エクステリア施工に関する評価・認定事業 ⑤エクステリア施工に関する検定・講習事業 ⑥エクステリア施工に関する需要開拓及び教宣活動事業 ⑦関連団体等が行う事業に対する協力 ⑧会員相互の労務及び資材の融通 ⑨既存ブロック塀等の安全性に関する事業 ⑩その他協会の目的を達成するために必要な事業		
事業年度	自 4月1日	至 3月31日	決算月 3月
設立時社員 (理事)	小 林 義 幸 大 島 好 明 小 林 裕 子 田 原 佳 典 齊 藤 康 夫		
設立時監事	伊 藤 英		
主たる事務所	185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪2丁目8番14		
事務局所在地	207-0013 東京都東大和市向原4丁目31番4		
連絡先	電話 042-567-0051	FAX 042-320-2533	
	HP <a href="http://www.mex.tokyo">http://www.mex.tokyo</a>	mail <a href="mailto:contact@mex.tokyo">contact@mex.tokyo</a>	

## 法人設立理由

### 1、首都圏エクステリア協会会員の要望（希望）

首都圏エクステリア協会設立当初より、会員の多くが法人化（一般社団法人・NPO）への意向を希望している声が多かったことで、令和元年12月度理事会において法人化への移行について協議があり全員一致で承認され令和2年期首より準備をし、令和2年10月2日に一般社団法人として登記を行った。

### 2、国家検定事業の安定開催

厚生労働大臣認定の国家資格（2級・3級は都道府県知事認定国家資格）である、ブロック建築技能士検定を長期的に安定して実施する団体として、責任ある立場を明確にし、信用性の高い資格検定事業を遂行するためにも法人化の必要性があった。今後、他の資格検定事業や、助成金対象講習事業の開催等を考えて行くためにも法人化は必要不可欠であった。

### 3、ブロック塀診断等行政庁連携

ブロック塀診断業務や、ブロック塀等耐震診断における事業遂行の行政庁との連携は厚くなることが予想される。現在も一部地方行政や国家行政庁より診断案件の依頼がある状態で、任意団体としてお受けすることに限界が出る可能性があった。また、教育機関や大手ビルダーや一般ユーザーからのブロック塀診断業務依頼においても、信頼のおける協会として責任を持って臨むためにも必要であった。

### 4、その他

様々な場面において法人格の必要性が感じられた。  
エクステリア関連団体との協力体制を作るため。  
会員にとって信頼のおける信用性のある団体である必要がある。

# 一般社団法人首都圏エクステリア協会理事会

## 理事推薦者名

小林義幸	有限会社エクスパラダ	取締役会長
大島好明	エクステリアオオシマ	代表
小林裕子	アトリエナナ	代表
田原佳典	株式会社たばる	代表取締役
齊藤康夫	有限会社藤興	代表取締役
熊野哲也	有限会社熊野左官工業所	代表取締役
宮澤昌光	株式会社庭や花清	代表取締役
坂口広行	グリーンアーキテクト	代表
麻生茂夫	有限会社創園社	代表取締役
綱島正利	株式会社三水工業	代表取締役
野村幸一	茜工業	代表
竹田正悟	有限会社巴企工	代表取締役
奈村康裕	エヌ・エクス株式会社	代表取締役
堀田光晴	株式会社リックC・S・R	代表取締役

## 監事推薦者名

伊藤英	住友林業緑化株式会社	事業部長
-----	------------	------

以上の方が、会員各位からの推薦者になります。

## 2020年度事業計画書

事業名	資格講習部会事業計画
必要性及び目的	<p>これ以上、危険な塀を作らない作らせない為、有資格者が知識・管理のもと責任施工となる資格取得を周知する。</p> <p>各自資格を持つことで責任感やプライドが生まれ技能を持って施工に望む資格取得者を増やす。安心・安全なエクステリア工事をめざす。</p>
事業内容	<p>1.ブロック建築技能士事前講習 2.ブロック建築技能士検定試験 3.各種資格講習・検定</p>
達成目標	<p>ブロック建築技能士検定 学科実技講習年1回実施・実技試験1級・2級・3級 各年1回実施 各種資格講習・検定 実施</p>
継続的達成目標 (中長期計画)	<p>ブロック建築技能士実技試験事前講習 (1月10日学科・11日実技) 決定 ブロック建築技能士検定試験 (1月30日準備・31日試験) 決定 各種資格講習・検定</p>
実施計画	<p>1月10日(日) ブロック建築技能士事前講習・学科 1月11日(月) ブロック建築技能士事前講習・実技 1月30日(土) ブロック建築技能検定準備 1月31日(日) ブロック建築技能士検定試験</p>
その他計画	<p>全国ブロック建築技能士会連合会・担当部会としての活動 東京での資格検定の確立 首都圏での資格検定の確立 国の防災期間(9月1日～)の行政主催イベント等に参加</p>
委員構成	<p>部長 熊野哲也 副部長・事務局 宮澤昌光 部員 齊藤康夫・田原佳典・坂口広行・大島好明・竹田正悟・伊藤英</p>

2020年度計画及び継続計画等の目標に対し資格講習部会にて検討し理事会に提出・承認申請を行う  
2020年10月8日 首都圏エクステリア協会 資格講習部長 熊野哲也

## 2020 年度事業計画書

事業名	一般社団法人 首都圏エクステリア協会 ブロック塀診断士部会事業計画
必要性及び目的	<p>ブロック塀診断士資格普及の啓蒙活動を務め、ブロック塀診断資格者のスキルを強化して、安全なブロック塀のある街づくりを目指してブロック塀診断士活動のための地盤固めをして行く。</p> <p>ブロック塀診断士資格を国家資格とするため、積極的に診断活動を行い首都圏より情報を発信して全国の診断士の力を集結してブロック塀診断士全国会を結集する事を目標とする。</p>
事業内容	<p>①ブロック塀診断相談受付窓口の設置（メール対応）</p> <p>②協会主導での、ブロック塀診断実務未経験者へのサポート、同行診断を実践する</p> <p>③診断資料の管理（クラウドサービスを利用し閲覧可能な資料化）</p> <p>④ブロック塀簡易診断のマニュアル化及び作成</p> <p>⑤（一社）首都圏エクステリア協会ブロック塀診断士部会規定の作成</p>
達成目標	<p>①ブロック塀診断、報告書作成のマニュアル化</p> <p>②ブロック塀等耐震診断資格者講習の資格者全員受講</p> <p>③ブロック塀診断見積診断、診断依頼見積依頼受付時の迅速な対応のため SNS等を利用した連絡網の確立 (診断業務を見積～報告書提出までの業務が可能なマスターグループ 現場未経験また、キャリアの浅い診断士で構成するメンバーグループの 2グループを立上げ診断依頼に柔軟に対応したい)</p>
継続的達成目標 (中長期計画)	<p>①ブロック塀診断の指導者育成（例、マスターグループ会員など）</p> <p>②首都圏での協会主導でのブロック塀診断実施</p> <p>③市民参加型のブロック塀簡易診断相談会等の開催</p> <p>④施工現場見学会により施工技術の向上</p> <p>⑤既存ブロック塀の現況調査活動（ポスティング作業を兼ねて実施）</p> <p>⑥個々に案件に臨機応変に 대응するため簡易診断の積極的な導入及び実施 (通常の診断費用は高額と捉えられている案件が複数存在した)</p>
実施計画	<p>①ブロック塀診断受け付け窓口設置、ホームページ及び SNS での広報活動の拡充 FB ブロック塀診断情報のアカウント開設 <b>2020 年 8 月達成</b> また、各会員の近隣でのポスティング等で広報活動を行う。 ※ポスティング資料は協会で一括製作をし、会員へ配布する。</p> <p>②協会主導にて受付けたブロック塀診断案件は賦課金を納める。 ※賦課金割合については現場規模により都度協議とする。</p> <p>②（公社）日本エクステリア建設業協会、会員依頼分等の紹介案件については、 <b>協会ブロック塀診断部会登録会員への一斉メール等で対応</b> <b>（直近 3 か月では診断 2 件、工事等の相談 2 件）</b> 加えてメールでの連絡はレスポンスが悪いので LINE を活用する予定</p>

	<p>③ブロック塀診断マニュアル化のためのデータ収集として協会主導でのブロック塀診断実施及びサポート（実施規模に依るが目標 25,000 円/人以上目標）</p> <p>④幼稚園等、教育機関へブロック塀診断への啓蒙活動のためのポスティング。</p> <p>⑤被災地に於けるブロック塀の被害状況等、画像等を活用したセミナーの実施。</p> <p>⑥ブロック塀診断～改修工事まで施工された案件の報告会（香蘭女学校・小林会長担当）</p> <p>⑦<b>国分寺市防災フェア 参加 2019 年 8 月 国分寺祭り 2019 年 11 月参加</b>  <b>（チラシ配布、ブロック塀診断展示、ブロック組積作業展示等実施）</b></p>
その他計画	<p>①2021 年度開催の EXG2021 に参加をする</p> <p>②メーカー等への施工研修会へ積極的な参加し技能知識向上を図る</p> <p>③行政主催イベントへ積極的参加し、協会の広報活動をする</p> <p>④ブロック塀診断作業中であることを明らかにするためのユニフォームの作成</p> <p>⑤毎年 1 回の視察研修旅行を実施</p>
ブロック塀診断士部 員構成	<p>部長：綱島 正利</p> <p>副部長：野村 幸一</p> <p>部員：小林 裕子・小林 義幸・畑中 伸竹</p>

2020 年度計画及び継続計画等の目標に対ブロック塀診断士部会にて検討し理事会に提出・承認申請を行う

2020 年 10 月 8 日 首都圏エクステリア協会 ブロック塀診断士部会 綱島 正利

# (一社) 首都圏エクステリア協会 ピンバッジプレゼンコンペ(案)

## 募集テーマ

一般社団法人設立に際しましてピンバッジを作成いたします  
それに伴い、会員メンバー皆様から  
コンペ形式によるデザインの募集を行います

## 募集期間

令和2年11月下旬 ▶ 令和3年2月初旬 まで

## 賞および賞品

※受賞者に対し、賞金もしくは商品をお渡しします  
(詳細は検討中)

(一社) 首都圏エクステリア協会の理念並びに  
活動内容を十重にご理解の元、  
関連性のあるデザインにしていただければ幸いです  
メンバー皆様の沢山の応募を心よりお待ちしております